

告 示

埼玉県告示第四十八号

測量計画機関である杉戸県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

杉戸県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、杉戸町、宮代町

四 作業期間

平成二十七年七月二十三日から平成二十七年十二月十八日まで